

四日市市上下水道局告示第19号

都市計画法（昭和43年法第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 4月16日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 都市計画事業の種類及び名称

桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道事業
北勢沿岸流域下水道（北部処理区）

2 縦覧場所

四日市市堀木一丁目3番18号
四日市市上下水道局管理部経営企画課

（上下水道局管理部経営企画課）